明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産二）　二
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛二）　三

〔告　示〕
○除籍が滅失した件（法務二七）　四
○日本国に帰化を許可する件（同二八）
○国際労働機関（ＩＬＯ）に関する条約の一部廃止に関する件（外務六六）
○ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同六七）
○カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同六八、六九）　四
○産学官連携イノベーション創出事業費補助金（独創的革新技術開発研究提案公募制度）交付規則を廃止する件（文部科学四）
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保険率を変更する件（厚生労働一八）
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項の規定に基づき育児休業給付費充当徴収保険率を変更する件（同一九）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七一～七六）　六
○高速自動車国道に関する件（同七七）
○水先人に免許を与えた件（同七八）
○都市計画に関する件（関東地方整備局一五、一六）
○道路に関する件（同一七）
○道路に関する件（近畿地方整備局八、九）　七
○道路に関する件（中国地方整備局一一）

〔国会事項〕　七
官庁事項

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　八

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　八

会社その他　二七

省　令

○農林水産省令第二号

外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条ただし書及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月七日

農林水産大臣　江藤　拓

外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和四十二年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を削る。

改正後	改正前
（軽易な水産動植物の採捕）	（軽易な水産動植物の採捕）
第二条　法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。 一　さおづり又は手づりによる水産動植物の採捕 二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 三　投網による水産動植物の採捕 四　ひき縄づりによる水産動植物の採捕	**第二条**　法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。 一　さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕 二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 三　投網による水産動植物の採捕 四　ひき縄づりによる水産動植物の採捕

（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（軽易な水産動植物の採捕） **第一条**　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第三号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第二号及び第四号に掲げるものにあつては適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において行うものに限るものとする。 一　さおづり又は手づりによる水産動植物の採捕（次号に掲げるものを除く。） 二　さおづり又は手づりのうちまき餌づりによる水産動植物の採捕 三　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 四　ひき縄づりによる水産動植物の採捕	（軽易な水産動植物の採捕） **第一条**　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第二号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。 一　さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕 （新設） 二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 三　ひき縄づりによる水産動植物の採捕

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月七日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（自衛官の採用時の階級） **第二十四条**　［略］ ２　三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）の候補者たる自衛官は陸曹長、海曹長又は空曹長に、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官は防衛大臣の定めるところにより陸士長、海士長若しくは空士長又は二等陸士、二等海士若しくは二等空士にそれぞれ採用するものとする。 ３～５　［略］ （年齢の範囲） **第二十五条**　次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。 一・二　［略］ 三　陸士長、海士長又は空士長　年齢二十歳以上三十三歳未満 ２　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（自衛官の採用時の階級） **第二十四条**　［同上］ ２　三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）の候補者たる自衛官は陸曹長、海曹長又は空曹長に、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官は防衛大臣の定めるところにより二等陸士、二等海士又は二等空士にそれぞれ採用するものとする。 ３～５　［同上］ （年齢の範囲） **第二十五条**　次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。 一・二　［同上］ ［号を加える。］ ２　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。